



区域	萩市	検査の期日、場所等	時 間	場 所
〃	〃	〃	午前11時30分から正午まで	山口市大蔵地域交流センター
〃	〃	〃	午後1時30分から午後3時30分まで	山口市平川地域交流センター
〃	〃	〃	午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	山口市小郡総合支所
〃	〃	〃	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	山口市阿知須総合支所
〃	〃	〃	午前10時から午前11時30分まで	山口市福祉センター
〃	〃	〃	午前10時から午前11時30分まで	山口市大海総合センター
〃	〃	〃	午後1時から午後3時まで	山口市秋穂総合支所
〃	〃	〃	午前10時から午前11時30分まで	山口市徳地地域交流センター八坂分館
〃	〃	〃	午前11時から正午まで	山口市徳地地域交流センター島地分館
〃	〃	〃	午後1時30分から午後3時まで	山口市徳地地域交流センター
〃	〃	〃	午前10時30分から午前11時30分まで	長門峡自然休養村管理センター
〃	〃	〃	午後2時から午後4時30分まで	山口市阿東地域交流センター地福分館
〃	〃	〃	午前9時30分から午前10時30分まで	山口市阿東地域交流センター生雲分館
〃	〃	〃	午後1時から午後3時まで	山口市阿東地域交流センター
〃	〃	〃	午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	山口市湯田温泉五丁目五番二二号
〃	〃	〃	午前11時から午前1時30分まで	山口勤労者総合福祉センター
〃	〃	〃	午後1時から午後3時まで	萩市須佐総合事務所
〃	〃	〃	午前10時から午前11時まで	萩市大字椿東六四四六の五
〃	〃	〃	午後1時から午後2時まで	山口県漁業協同組合はぎ支店
〃	〃	〃	午後2時から午後3時まで	萩市むつみ総合事務所
〃	〃	〃	午前10時30分から午前11時30分まで	萩市高俣支所
〃	〃	〃	午前10時30分から午前11時30分まで	大井公民館

平成三十年五月二十五日から同年七月三十一日まで、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間  
平成三十年六月二十七日から同年七月二十五日まで

四 指定定期検査機関の名称  
一般社団法人山口県計量協会

一 区域	二 検査の期日、場所等	三 所在場所における定期検査の期間	四 指定定期検査機関の名称
美祿市	平成三〇、七、六	午前一〇時から午前一一時まで	美祿産業技術センター
〃	〃	午前一一時三〇分から正午まで	美祿市豊田前公民館
〃	〃	午後一時三〇分から午後三時まで	美祿市西厚保町本郷六九一 山口美祿農業協同組合西厚保支所
〃	九	午前一〇時から午前一一時まで	美祿市秋吉公民館
〃	〃	午前一一時三〇分から正午まで	美祿市於福公民館
〃	〃	午後一時三〇分から午後三時まで	美祿市嘉万公民館
〃	一〇	午前九時三〇分から午前一〇時まで	真長田定住センター
〃	〃	午前一一時三〇分から午前一二時三〇分まで	美祿市美東センター
〃	〃	午後一時から午後三時まで	美祿市市民会館

平成三十年七月十一日から同年九月二十八日まで、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間

一 区域	二 検査の期日、場所等	三 所在場所における定期検査の期間	四 指定定期検査機関の名称
長門市	平成三〇、七、一七	午前一一時から午前一二時三〇分まで	宇津賀集落センター
〃	〃	午後一時から午後一時三〇分まで	長門市油谷川尻六三一
〃	〃	午後二時から午後三時まで	山口県漁業協同組合川尻支店 長門市油谷向津具下三四五一の五
〃	一八	午前一一時三〇分から午前一二時三〇分まで	山口県漁業協同組合久津支店
〃	一九	午前一一時三〇分から正午まで	長門市油蔵小田二七五九の五
〃	〃	午後一時三〇分から午後四時まで	山口県漁業協同組合掛淵支店
〃	二〇	午前九時から午前一一時三〇分まで	長門市役所油谷支所
〃	〃	午後一時から午後三時まで	長門市仙崎公民館
〃	二三	午前一一時三〇分から午前一二時三〇分まで	長門市役所三隅支所
〃	〃	午後一時から午後三時まで	長門市宗頭文化センター
〃	二四	午後一時から午後三時まで	長門市通公民館
〃	〃	午前一一時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	長門市中央公民館

平成三十年七月二十五日から同年九月二十八日まで、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間

平成三十年七月三十日から同年八月二十日まで

四 指定定期検査機関の名称  
一般社団法人山口県計量協会

一 区域 阿武郡  
二 検査の期日、場所等

期日	時間	場所
平成三〇、八、六	午前一〇時から午前一〇時五〇分まで	阿武町役場福賀支所
〃	午前一一時から正午まで	阿武町役場宇田郷支所
〃	午後一時から午後三時まで	阿武町役場

平成三十年八月七日から同年十月三十一日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間  
平成三十年八月二十二日から同月三十一日まで

四 指定定期検査機関の名称  
一般社団法人山口県計量協会

一 区域 宇部市  
二 検査の期日、場所等

期日	時間	場所
平成三〇、九、六	午前一〇時から正午まで	宇部市新川ふれあいセンター
〃	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	宇部市隣保館上宇部会館
〃	午前一〇時から正午まで	宇部市東岐波ふれあいセンター
〃	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	宇部市恩田ふれあいセンター
〃	午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	宇部市西岐波ふれあいセンター
〃	午前一〇時から午前一一時三〇分まで	宇部市小野ふれあいセンター
〃	午前一一時から正午まで	宇部市二俣瀬ふれあいセンター
〃	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	宇部市厚東ふれあいセンター

〃	〃	〃	午後三時から午後三時三〇分まで	宇部市原ふれあいセンター
〃	〃	〃	午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	宇部市隣保館厚南会館
〃	〃	一三	午前九時三〇分から正午まで	宇部市中央卸売市場
〃	〃	〃	午後一時三〇分から午後三時まで	宇部市藤山ふれあいセンター
〃	〃	一四	午前八時三〇分から午前一〇時三〇分まで	宇部市地方卸売市場
〃	〃	〃	午前一一時から正午まで及び午後一時から午後二時三〇分まで	宇部市鶴の島ふれあいセンター
〃	〃	一八	午前一〇時から午前一一時三〇分まで	宇部市岬ふれあいセンター
〃	〃	〃	午後一時から午後三時まで	宇部市琴芝ふれあいセンター
〃	〃	一九	午前一〇時から午前一一時三〇分まで	宇部市吉部ふれあいセンター
〃	〃	〃	午前一一時から正午まで	宇部市万倉ふれあいセンター
〃	〃	〃	午後一時三〇分から午後三時まで	宇部市北部総合支所
〃	〃	二〇	午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで	宇部市勤労青少年会館

平成三十年九月二十一日から同年十一月三十日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間

平成三十年十月三日から同年十二月二十日まで

四 指定定期検査機関の名称

一般社団法人山口県計量協会

山口県告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る保安林の所在場所

美祢市美東町絵堂字式反田川東六七五の一・字東ノ山七三三の三八・七三三の三九・八一〇・八一三・字吉ヶ嶮八一七・八三六・字小豆畑八三〇・八三一・八三三(以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成三十年三月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市小瀬字大迫一一の一、一三の一、一四、一五、一七の一、一九、二〇の一、二〇の三、一〇一、一〇三、多田字諏訪面六三一、六三五の一、六三七、柱野字梅木谷八九八、九〇〇、九〇一のから九〇一の三まで、九〇二、九〇三の一、九〇三の三、九〇四、九〇九、九一五の一、九一五の二、九一六、九一七、九一八の一、九一八の二、九一九、九二〇の一四から九二〇の一六まで、一八六六の一、一八六六の二、錦町深川字日ノ迫一〇一九から一〇二二まで、一〇二二のから一〇二二の三まで、一〇二三から一〇二七まで、一二〇一六、一二〇三一、字日ノ平一〇二八の一、一二〇三二、字小々丸一〇五五、一〇五七、一二〇三七、一二〇三八、一二〇四〇の一、字谷奥一二〇一七の一、一二〇三〇、字東谷一二〇二九、一二〇四六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市小瀬字大迫一三の一・一五・一七の一・二〇の三・一〇一・一〇三・多

田字諏訪面六三一・六三五の一・六三七・柱野字梅木谷九〇〇・九〇一の一・九〇一の二・九〇二・九〇三の一・九一五の二・九一七・九一八の一・九一八の二・九一九・錦町深川字日ノ迫一〇二二(以上二〇筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成三十年三月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

光市大字三井字山ノ神一五の一、字本堂二四、二五、七四から七七まで、七八の一、七九、二五六の一、字西別所四一四(次の図に示す部分に限る。)、字足谷七七八のから七五八の三まで、七五八の五、七五八の八から七五八の一まで、七七四、七七五、大字浅江字深山六〇八の一、六〇八の二、二七六九、大字小周防字小野七二五、七二六、七二八から七二〇まで、七二六、七二七、七三五の三、字上小野一五二二、一九六二、字下三日市一五二三の一、一五二三の二、一九六七の一、大字室積村字行満一七〇、一一七二、字長通二二四一、一九四四から一九四六まで、一九四七の一、一九四七の二、一九四八から一九五〇まで、二四五五の一、字大地草一二四二の一、一二四三、二四五三の一、二四五四、二四五五の二、字榎目木一九二二の一、一九二二の二、字北ヶ迫一九二五、字大迫一九三四から一九三六まで、一九三七の一、一九三七の二、字福ヶ浴一九三八、字大峰二四三七

二 保安林として指定された目的

周南市大字夏切字南河内七九〇

三 土砂の流出の防備  
変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
光市大字小周防字小野七・一六・七一九・七二〇・七三五の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 2 周南市大字夏切字南河内七九〇（次の図に示す部分に限る。）
  - 3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
路線名 美祢油谷線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
長門市俵山字平介二三〇二の二地先から同市俵山 同字二三〇四の一地先まで	最狭 二七・三	最狭 二八・〇	七六・八	七六・八	道路改良工事の完了による。

山口県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 美祢油谷線	長門市俵山字平介二三〇二の二地先から同市俵山 同字二三〇四の一地先まで	平成三十年三月十日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 萩城趾線	萩市大字平安古町字石屋町六五一の六地先から同市同大字平安古二七九の一地先まで	平成三十年三月三十日